

令和4年11月13日執行予定
館山市長選挙立候補予定者説明会

日 時 令和4年10月7日(金)午後1時30分
場 所 館山市役所2号館2階会議室

会 議 次 第

1 あいさつ

館山市選挙管理委員会事務局書記長

2 説明事項

- (1) 選挙運動用自動車について(館山警察署)
- (2) 選挙運動用通常葉書について(館山郵便局)
- (3) 選挙供託について(千葉地方法務局館山支局)
- (4) 立候補受付事務について
- (5) 選挙運動について

3 その他

4 閉 会

立候補予定者説明会 配付資料一覧

資 料 名	数 量	封 筒
次第	1	なし
地方選挙の手引	1	
CD-R（立候補届出書類・公費負担様式・選挙公報申請様式）	1	
届出書類一覧・事前審査予約票	各1	
押印についてのお知らせ	1	説明会 資料
説明資料（館山市長選挙の執行について）	1	
候補者の手びき	1	
選挙運動用自動車の設備外積載許可申請の手続きについて（館山警察署）	1	
公職選挙の候補者の皆様へ（日本郵便株式会社）	1	
選挙供託について（千葉地方法務局館山支局）/供託書	各1	
館山市長選挙候補者届出書	1	届出書類
立候補の届出代理人証明書（委任状）	1	
宣誓書	1	
通称認定申請書	1	
選挙事務所設置（異動）届出書	1	
出納責任者届出書	1	
個人演説会開催申出書	1	
選挙立会人となるべき者の届出書、承諾書	1	
選挙運動事務員等届出書	1	
選挙運動費用収支報告書/収支報告書の提出について	各1	
所属党派証明書	1	
選挙運動用ビラの届出書・選挙運動用ビラ証紙交付票	各1	
立候補届出事前審査自己チェック票	1	
公費負担関係届出等書式（選挙運動用自動車・ポスター・ビラ公費負担）	各1	
公費負担の手引	1	
選挙公報の留意事項	1	
選挙公報掲載文申請書	1	
選挙公報掲載文原稿用紙（提出は1枚）	2	
選挙公報掲載写真用封筒	1	
選挙公報掲載文提出用クリアファイル	1	
館山市選挙公報の発行に関する条例・規程	各1	
原稿用紙（電磁的記録）CD-RW	1	
政治団体確認申請書	1	政治活動
政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書	1	
政談演説会開催届出書・政治活動用ビラの届出書・政党その他の政治団体の機関紙（誌）届・政治活動用ポスター証紙交付票	各1	
選挙公報掲載順序及び投票記載所における氏名等の掲示の順序を定めるくじの立会人届出書・順序の決定要領	各1	その他 関係書類
支出最高額決定書・支出制限額計算書	1	
インターネット選挙運動解禁の概要	1	

届出書類の一覧表

届出書類の名称、提出時期、提出先及び実際に届出の受付を行う場所は、次の表に記載のとおりです。

なお、書類の名称の欄の●印は、必ず提出するもので、ほかは事由が生じた場合に提出又は届けることとなります。

立候補届出に必要な書類

書類の名称	提出時期	提出先
● 候補者届書	告示日のみ (11月6日 午前8時から午後5時まで)	選挙長
● 宣誓書		
● 供託証明書		
● 戸籍の謄本又は抄本		
所属党派証明書 (無所属の場合を除く)		
通称認定申請書 (通称名を使用する場合)		

選挙運動等の届出又は申請に必要な書類

書類の名称	提出時期	提出先
選挙公報掲載申請書 選挙公報原稿・写真 (紙媒体又は電子データ)	告示日(11月6日(日)午後5時まで) ※原稿及び写真は、事前審査完了後にお預かりする場合があります。	市選挙管理委員会
選挙事務所設置又は 異動の届出	設置又は異動の都度	市選挙管理委員会
● 出納責任者届又は 異動の届出	選任後ただちに及び異動の都度	選挙長
選挙運動事務員等届出書	その者を使用する前に	選挙長
個人演説会開催申出書 (公営施設使用の場合)	開催日前2日まで	市選挙管理委員会
選挙立会人届出書、承諾書	選挙期日前3日まで(11月10日午後5時まで)	選挙長
ポスター (複数製作の場合は各1部)	告示日	選挙長
● 収支報告書	選挙期日後15日以内 (11月28日午後5時まで)	市選挙管理委員会

館山市長選挙 立候補届出関係書類 事前審査予約票

立候補者氏名	連絡先（日程連絡先）	
	TEL	()
	FAX	()
	メール	
	担当者	

事前審査予約日時	
【第1希望】 10月	日 () 午前 ・ 午後 時 分
【第2希望】 10月	日 () 午前 ・ 午後 時 分

【事前審査日時】 10月24日（月）～25日（火）・午前9時～午後5時（市役所本館2階会議室）

- 第2希望まで記載していただき、FAXまたは電子メールでご提出ください。提出先は下記のとおりです。
※電子メールの場合は、メール本文に候補者氏名・連絡先・事前審査予約日時を記載してください。
- 各候補者の事前審査日時が確定次第、上記の連絡先（日程連絡先）へご連絡いたします。

◎必ずご持参いただくもの

- (1) 候補者届書
- (2) 供託証明書
- (3) 宣誓書
- (4) 所属党派証明書（無所属の場合を除く）
- (5) 戸籍の謄本又は抄本
- (6) 通称認定申請書（通称名を使用する場合）
- (7) 住民票（市外に居住の場合）
- (8) 候補者届書に押印した印鑑（押印する場合）
- (9) 届出代理者の印鑑（代理人が押印する場合）

○作成済みであれば、必要に応じてご持参いただくもの

- (1) 出納責任者届出書
- (2) 選挙事務所設置（異動）届出書
- (3) 選挙運動事務員等届出書
- (4) 選挙立会人届出書・承諾書
- (5) 選挙運動用ビラの届出書（見本も添付）
- (6) 選挙運動用ビラ証紙交付票
- (7) 個人演説会開催申出書（公営施設使用の場合）
- (8) 選挙運動用ポスター見本
- (9) 選挙公報掲載申請関係書類
- (10) 公費負担関係届出書類
- (11) その他確認を受けたい書類

【連絡先】

館山市選挙管理委員会事務局

TEL 0470-22-3523

FAX 0470-23-3115

メール senkan.j@city.tateyama.chiba.jp

担当：山川・米田

押印についてのお知らせ

これまで、各種届出等の書類に必要だった押印については、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となりました。

届出等の際は、原則として下記 ~ のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

(1) 本人確認等による方法 (押印不要)

届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

代理人が届け出る場合

以下の書類の提示又は提出

- ・ 代理人証明書 (委任状) (代理人の氏名、令和 4 年 11 月 13 日執行予定館山市長選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の 3 点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの)
- ・ 代理人の本人確認書類

(2) その他の方法

届出書類等に 名義人本人が署名 (押印不要)

届出書類等に 名義人本人の記名押印 (押印必要)

本人確認書類について

- ・ 具体的には、個人番号カード、旅券、運転免許証など
- ・ 本人確認書類や委任状を提示する場合は、選挙管理委員会で当該書類の写し (コピー) をとった上、保管しますのでご了承ください。
- ・ 上記、による場合は本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

書類の訂正方法について

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。

館山市長選挙の執行について

1. 選挙の執行事由

今回の館山市長選挙は、現職の任期（4年）が、令和4年12月9日に満了することに伴い執行するものです。

2. 選挙の期日等

任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内のいずれかの日を選挙期日として行われます。当委員会では、令和4年6月1日開催の選挙管理委員会において、選挙期日を令和4年11月13日（日）と決定しました。

なお、選挙期日の告示日は、指定都市以外の長の選挙にあつては、少なくとも選挙期日の7日前に告示しなければならないこととされています。

- 選挙期日の告示日 令和4年11月6日（日）
- 選挙期日 令和4年11月13日（日）

3. 市内の投票所

市内の投票所は以下の21カ所です。

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	館山市立船形小学校体育館	第12投票区	西川名会館
第2投票区	館山市立那古小学校体育館	第13投票区	館山市西岬地区公民館分館
第3投票区	館山市立第一中学校体育館	第14投票区	藤原集会所
第4投票区	亀ヶ原区集会所	第15投票区	旧館山市立神戸小学校体育館
第5投票区	千葉県立安房高等学校体育館	第16投票区	館山市富崎地区公民館
第6投票区	館山市立北条小学校児童昇降口	第17投票区	館山市立神余小学校講堂
第7投票区	長須賀中央ホール	第18投票区	館山市豊房地区公民館
第8投票区	館山市営市民体育館	第19投票区	館山市畑青年館
第9投票区	館山市立館山小学校講堂	第20投票区	館山市立館野小学校体育館
第10投票区	豊津ホール（豊津地区学習等供用施設）	第21投票区	館山市立九重小学校体育館
第11投票区	館山市営西岬市民体育館		

4. 候補者としての資格

① 被選挙権があること（次のすべての要件を備えていることが必要です）

ア 日本国民であること（戸籍法の摘要を受ける者に限る）

イ 選挙期日（令和4年11月13日）現在、年齢満25年以上の者

ウ 以下の欠格事項に該当しない者

◆欠格事項

- a. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- b. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
- c. 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後4年間（被選挙権については10年間）を経過しない者、または刑の執行猶予中の者
- d. 公職選挙法その他の法律で定める選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- e. 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、罰金以上の刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている者
- f. 電磁的記録式投票法に定める犯罪により、罰金以上の刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている者
- g. 政治資金規正法に定める犯罪により、罰金以上の刑に処せられ、選挙権、被選挙権が停止されている者

② 連座制による被選挙権の制限を受けない者であること

③ 重複立候補者でないこと

④ 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限を受けない者であること

⑤ 市と請負関係にある場合の当選人の失格

館山市と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を市選挙管理委員会に届け出しないときは、その当選を失います。

5. 選挙人名簿登録者数

館山市選挙人名簿登録者（令和4年9月1日現在）

39,229人（男：18,838人、女：20,391人）

6. 主な日程

日にち	事項	時間・場所
10月7日(金)	立候補予定者説明会	
10月24日(月) 10月25日(火)	立候補届出書類事前審査	時間：9:00～17:00 場所：市役所本館2階会議室
11月6日(日)	選挙期日の告示日	
	立候補届出の受理	時間：8:30～17:00 場所：市役所本館2階会議室
	氏名掲示順を定めるくじ	17:10～
	選挙公報掲載順を定めるくじ	17:20～
11月7日(月)	期日前投票期間 (12日(土)まで)	時間：8:30～20:00 場所：館山市期日前投票所 (館山市役所4号館)
11月8日(火)	公営施設使用の個人演説会開始	
11月10日(木)	選挙公報朝刊折り込み日	
	選挙立会人選任届出期限	17:00まで
11月13日(日)	選挙期日(投票日)	時間：7:00～18:00 場所：市内21投票所
	開票事務(選挙会)	時間：19:30～ 場所：館山市立北条小学校 体育館
	当選人の告示	
	当選証書の付与	
11月28日(月)	選挙運動費用収支報告書提出期限 (第1回分) ⇒ <u>休日は、市役所日直に提出</u>	
	公費負担請求期限	
11月29日(火)	供託金返還請求受付開始	

7. 立候補の届出

(1) 届出期間 11月6日(日)

(注) 届出は、午前8時30分から午後5時までです。

なお、午前8時30分までに到着された方については、午前7時50分から
仮受付を行い、到着順位にかかわらず、くじで順位を決めます。

(2) 届出場所 館山市役所本館2階会議室

館山市北条1145-1

電話：22-3523（館山市選挙管理委員会直通）

(3) 届出書類提出先

ア 館山市選挙管理委員会委員長 山中 貴

イ 館山市長選挙選挙長 山中 貴

(4) 届出書及び添付書類

① 本人届出の場合

ア 候補者届出書

イ 立候補の届出代理人証明書（代理人が届け出る場合に必要）

ウ 供託証明書（100万円）

エ 宣誓書

オ 所属党派（政治団体）証明書（無所属の場合は不要）

カ 戸籍の謄本又は、抄本（3ヶ月以内のもの）

キ 通称認定申請書（通称を使用する場合のみ必要）

(注) ア・イ・ウ・エ・カ・キの用紙は、市選挙管理委員会が交付します。

ク 住民票（館山市外に居住の場合）

市外に居住している場合、住所の確認ができませんので、提出にご協力をお願いいたします。

② 推薦届出の場合

①のアからクまでの書類のほか

ケ 候補者の推薦届出承諾書

コ 推薦届出人の選挙人名簿登録証明書

(注) ケ・コの用紙は、市選挙管理委員会が交付します

(5) 印鑑について

押印に関する取り扱いの変更について、「押印についてのお知らせ」を別途配布しておりますのでご確認ください。

届出日当日（**11月6日**）は、届出書類の訂正や公営物件の受領など必要ですので、「押印についてのお知らせ」で選択した方法に合わせた態勢を整えてください。（候補者本人の印鑑の持参、代理人の印鑑持参、委任状の持参など）

なお、押印により届け出る場合は**候補者届出書及びその他の諸届には同じ印鑑を使用してください。**

(6) 届出書類事前審査

届出書類、添付書類が完成しましたら、必ず市選挙管理委員会の事前審査を受けてください。この際、選挙公報原稿用紙に記載した掲載文、候補者の写真、選挙運動用ポスター1枚及び選挙運動用ビラ1枚（2種類の場合はそれぞれ1枚）を提出してください。

① 事前審査期間

原則として、**10月24日(月)及び25日(火) 午前9時から午後5時まで**です。

場所は、**市役所本館2階会議室**です。事前に日時の予約をお願いします。

なお、事前審査においても（4）のとおり、候補者・届出代理人・推薦届出者の印をお持ちください。

受付事務を迅速に行い、候補者になるべく早く選挙運動を行えるようにするためにも、是非必要なことですのでご協力ください。

(7) 公営物件

立候補の受付が済みますと、市選挙管理委員会及び選挙長から各種物件、証明書が交付されますので、定められたところに従いご使用ください。街頭演説用標旗、自動車表示板、拡声機表示板の候補者名は各自墨書きしてください。

(8) 諸 届

立候補届出後に提出していただく書類等、各種の届出書類がありますので、提出もれのないよう注意してください。

- ① 選挙事務所設置届出書
- ② 出納責任者届
- ③ 選挙運動事務員等の届出書
- ④ 選挙立会人となるべき者の届出書 **(11月10日(木) 午後5時まで)**
- ⑤ 選挙公報掲載文申請書

(9) 選挙運動用ポスター

- ① 選挙運動用ポスターは、市選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場以外は掲示できません。
- ② 掲示できる枚数は、**156枚です**。検印は必要ありません。
- ③ 規 格 長さ42cm 幅30cm以内
- ④ 表 面 掲示責任者、印刷者の住所、氏名（法人の場合はその所在地と法人名）を記載のこと
- ⑤ 虚偽事項、利害誘導等の罰則にわたるものは、記載できません。
- ⑥ ポスター掲示場設置場所の略図は事前審査のときにお渡しします。
- ⑦ 掲示の順序 立候補の届出順位の番号と同一番号の区画に掲示すること。

(10) 選挙運動用ビラ

- ① 選挙運動用ビラの届出書に見本を添えて提出してください。証紙交付票と引き換えに証紙の交付を受けてください。
- ② 種類枚数 届け出た2種類以内のビラを合わせて **16,000枚までです**。
- ③ 規 格 長さ29.7cm 幅21cm以内
- ④ 表 面 頒布責任者、印刷者（法人の場合は法人名）の住所、氏名を記載のこと。
- ⑤ 証 紙 交付されたビラ用証紙を貼付けすること。
- ⑥ 頒布方法 新聞折込み、選挙事務所内、演説会場内、街頭演説の場所における頒布のみです。散布することはできません。

8. 公営による選挙運動等

(1) 選挙公報の発行

- ① 選挙公報の掲載は、選挙公報掲載文申請書に市選挙管理委員会が交付する紙又は電子データの選挙公報原稿用紙に記載（記録）した掲載文（掲載文データ）及び写真（写真データ）を添えて提出してください。
- ② 申請期間 **11月6日（日）（告示日）** 午前8時30分から午後5時まで
- ③ 掲載文 活字又はペン（ボールペンを除く）で黒色
電子データはAdobe Illustratorで作成したPDFデータ
- ④ 写 真 白黒映像、手札型大（たて10.8cm・横8.25cm）、無帽、上半身、選挙期日前6ヶ月以内に撮影したもの
電子データはJPEG形式、サイズは1MB以上、解像度は350dpiを推奨

(注)・手続等は、「選挙公報の留意事項」をご覧ください。

・別紙「館山市選挙公報の発行に関する規程」を参照してください。

(2) 個人演説会

- ① 公営の施設については、同一施設ごと1回無料です。
- ② 公営の施設とは 学校・公民館・公会堂
- ③ 使用時間は、1回について5時間以内です（準備・片付け時間を含む）。
- ④ 手 続

開催予定日前2日までに、使用しようとする施設、開催予定日時、候補者氏名を市選挙管理委員会が定める様式に所定の事項を記載して届出すること。

公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合は、候補者は、開催しようとする施設の管理者等と交渉してその承諾を得ればよく、市選挙管理委員会に申し出をする必要はありません。

(3) 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手の報酬を一定の限度内で公費負担します。

- ① 一般運送契約（ハイヤー・タクシー方式）の場合

借上げ料	1日当たり	64,500円
	限 度 額	451,500円（7日間）
- ② 一般運送契約以外（レンタル方式）の場合

ア	自動車の借入料	1日当たり	16,100円	
		限 度 額	112,700円（7日間）	
	イ	燃料購入代 限 度 額	53,900円（7日間） （7,700円×7日）	
	ウ	運転手の報酬	1日当たり	12,500円
		限 度 額	87,500円（7日間）	

- (注) ・公費負担は、供託物を没収されない場合に限りです。
 （得票数が「有効投票総数×1/10」に達しないとき没収されます）
- ・公費負担の経費は、館山市が直接業者等に支払います。
 - ・候補者自身が所有する自家用車を使用した場合は、その自動車については公費負担の対象となりません。
 - ・契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を行っていないければ公費負担の対象となりません。
 - ・手続等は、「公費負担の手引」をご覧ください。

(4) 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成経費を一定の限度内で負担し、ポスター掲示場数（156ヶ所）分まで公費負担します。

作成単価の限度額 2,569 円

$$\frac{316,250 \text{ 円(企画費)} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数(156 ヶ所)}}{\text{ポスター掲示場数(156 ヶ所)}}$$

 限度額 400,764 円

$$2,569 \text{ 円(作成単価の限度額)} \times 156 \text{ ヶ所(ポスター掲示場数)}$$

- (注)・公費負担は、供託物を没収されない場合に限りです。
 (得票数が「有効得票総数×1/10」に達しないとき没収されます)
 ・公費負担の経費は、館山市が直接業者等に支払います。
 ・手続等は、「公費負担の手引」をご覧ください。

(5) 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラの作成経費を一定の限度内で負担し、頒布制限枚数分（16,000 枚）まで公費負担します。

作成単価の限度額 7 円 73 銭
 限度額 123,680 円

$$7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭(作成単価の限度額)} \times 16,000 \text{ 枚(頒布制限枚数)}$$

- (注)・公費負担は、供託物を没収されない場合に限りです。
 (得票数が「有効得票総数×1/10」に達しないとき没収されます)
 ・公費負担の経費は、館山市が直接業者等に支払います。
 ・手続等は、「公費負担の手引」をご覧ください。

(6) 選挙運動用通常葉書の郵送

選挙運動用通常葉書の郵送料を公費負担します。

- ① 使用枚数 8,000 枚まで
- ② 無料となる場合

- ア 立候補届出後、市選挙管理委員会で交付する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を郵便局に提示し、選挙用の表示をした通常葉書の交付を受ける。
- イ 立候補届出後、市選挙管理委員会で交付する「選挙運動用通常葉書使用証明書」と私製葉書（切手の貼っていないもの又は料金別納等の表示のないもの）を郵便局に提示し、選挙用の表示を受ける。

- (注) 手持ちの通常葉書や切手を貼った私製葉書などを差し出した場合は、無料となりません。
 公費負担の郵便料金は、館山市が直接郵便局に支払います。

9. 政治活動関係諸届（選挙運動期間中に政治団体が政治活動を行う場合のみ）

(7) 政治団体確認申請書及び同意書について

- ① 「政治団体名」は政党、その他政治団体名であり、支部名は入れないこと。
（例） ○○党△△支部・・・誤り ○○党・・・正
- ② 「事務所」、「代表者氏名」については、申請の代表者が各党ともに千葉県支部（支部・連合会）連合会長（委員長・会長・本部長）になっています。館山支部長では申請できませんので、ご注意ください。
- ③ 「印」は千葉県支部（本部・連合会）の長の公印を使用してください。
（注）千葉県支部（本部・連合会）という「印」だけの場合は代表者の認印が必要です。

(8) その他の届出も上記に準じてください。

- ① 政談演説会開催届出書
- ② 政治活動用ビラの届出書
- ③ 機関紙（誌）届出書
- ④ 政治活動用ポスター証紙交付票

10. 政治活動

確認書の交付を受けた政党及び政治団体は、以下にあげるような政治活動を一定の制限のもとに行うことができます。

- (9) 政談演説会の開催（2回）
- (10) 街頭政談演説の開催
- (11) 政治活動用の自動車の使用（1台）
- (12) ポスターの掲示（長さ85cm、幅60cm以内のもの 1,000枚以内）
- (13) 立札及び看板の類の掲示
- (14) ビラの頒布（市選挙管理委員会に届出したもの2種類以内）
- (15) 機関紙誌（市選挙管理委員会に届出したもの各1に限る）

候補者の手びき 記入箇所

ページ	記 入 箇 所	記 入 内 容
表紙		令和4年11月13日執行
表紙		館山市長選挙
表紙		館山市 選挙管理委員会
1	告示日	11月6日
1	(3) 選挙立会人届	11月10日まで
2	選挙の期日後十五日以内	11月28日まで
2	立候補の届出に関する事	市役所本館2階会議室
2	その他の届出	館山市選挙管理委員会
3	一 立候補の届出期日	告示日 11月6日 11月6日は午前7時50分から仮受付を行います
3	三 届出先	受付場所 市役所本館2階会議室
4	・ 委任状	館山市長選挙
4	事前審査	日時 10月24日・25日 午前9時から午後5時まで 場所 市役所本館2階会議室
9	選挙	令和4年11月13日執行 館山市長選挙
9	届出日	令和4年11月6日
9	選挙長	山中 貴
10	供託金	1,000,000円
16	推薦届出者	館山市の選挙人名簿に登録されている者
22	選挙運動用ビラの枚数	16,000枚
22	通常葉書の枚数	8,000枚
22	一枚の差出票により	200枚の葉書を差し出すことができる
26	使用する期間	1日について12人まで 異なる者60人までを届け出ることができる
27	選挙立会人の届出	本市の選挙人名簿に登録されている
27	届出期限	11月10日（午後5時まで）
28	(一) 供託物の返還 (工)	有効投票総数×1/10
36	選挙運動用通常葉書	候補者1人につき 8,000枚
37	選挙運動用ビラ	2種類以内のビラを合わせて 16,000枚
39	ポスター掲示場の数	156箇所
46	弁当の数	315食
56	報酬の支給	12人（延人数 60人）
59	選挙運動費用の最高制限額	6,277,600円
74	寄附禁止の期間	(令和4年9月10日から令和4年11月13日までの間)